

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画（変更案）

平成 16 年 8 月 日

首都圏広域防災拠点整備協議会

目 次

1 . 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備の基本方針	2
2 . 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備箇所	2
3 . 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に確保する機能.....	3
(1)有明の丘地区	3
(2)東扇島地区.....	3
4 . 整備手法.....	3
(1)有明の丘地区	3
(2)東扇島地区.....	3
5 . 計画内容.....	4
(1)有明の丘地区（13.2ha）	4
整備するオープンスペース等の機能と面積について	4
地区内の配置	6
<u>本部棟の機能について</u>	6
(2)東扇島地区（15.8ha）	7
整備するオープンスペース等の機能と面積について	7
地区内の配置	9
<u>施設棟の機能について</u>	9

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画

1．東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備の基本方針

首都圏では、直下型地震により避難者数が100万人を超えるような大規模災害に見舞われることが想定される（阪神・淡路大震災における避難者数は約32万人）。一方、首都圏においては、まとまったオープンスペースが限られており、全ての機能を一箇所で満たすことは容易ではないことから、いくつかの広域的な防災拠点が連携・連動して活動することとなる。

また、広域的な防災拠点が同一の直下型地震により同時に深刻なダメージを受けないよう、互いに一定の距離をおいた複数の拠点での分担・バックアップを図るとともに、連携・連動した活動を円滑に行えるようヘッドクォーターの機能を有する基幹的な拠点の整備が必要となる。

東京湾臨海部については、我が国の政治・経済の中核である東京都心部、横浜市、川崎市及び千葉市に近接し、首都圏の人口集中地区の「扇の要」に位置することから、首都圏の防災性の向上には、特に基幹的広域防災拠点としての重要性・緊急性は高く、可及的速やかに整備することが肝要である。

また、東京湾臨海部は、陸上交通のみならず、海上交通を利用した大量の物資受入れが可能な港湾機能を有し、主要河川による輸送により内陸部への輸送も確保できるなどの海運・水運の活用、東京国際空港、東京ヘリポート、横浜ヘリポートのほかヘリコプターの臨時離発着場の確保が比較的容易であるなどの空路の活用により、交通ネットワークのリダンダンシーの確保が可能である。

2．東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備箇所

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点は、東京都心臨海部及び川崎市臨海部において、適切な機能分担を行い相互に補完することにより、全体として一つの基幹的広域防災拠点の機能を発揮できるよう整備する。

具体的には周辺の施設との連携を図りつつ、東京都心臨海部については有明の丘地区において、川崎市臨海部については東扇島地区において、速やかに整備を行うこととする。

なお、浮島地区について、東扇島地区と連携した活用など今後検討するこ

とする。

3．東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に確保する機能

(1)有明の丘地区

有明の丘地区は、被災時においては、国・地方公共団体等の合同現地対策本部を設置し、首都圏の広域防災のヘッドクォーターとして機能するとともに、広域支援部隊等のコア部隊のベースキャンプや災害時医療の支援基地等として機能するものとする。

また、平常時においては、本部棟などを活用して広域支援部隊等の合同訓練・研修や人々が防災に関する体験学習などを行うことができるようにするとともに、人々の魅力的な憩いの場として利用するものとする。

(2)東扇島地区

東扇島地区は、被災時においては、海外からの物資を始めとした物流に関するコントロールを行うとともに、海上輸送、河川輸送、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして機能する。

また、平常時においては、市民の意見を勘案し、防災についても意識しつつ、人々の魅力的な憩いの場として利用するものとする。

4．整備手法

有明の丘地区、東扇島地区について、以下の手法により整備する。

(1)有明の丘地区

有明の丘地区における大規模オープンスペース等の整備については、国及び東京都の役割分担の下に、平常時の利用・管理も考慮し、公園事業により整備する。

合同現地対策本部となる本部棟については、平常時の利用・管理も考慮し、防災施設と公園施設の合築として整備する。

(2)東扇島地区

東扇島地区における大規模オープンスペース等の整備については、港湾事

業により国が整備する。

合同現地対策本部の機能の一端を担う物流コントロールセンターの施設棟については、防災施設として整備することを基本とする。

5．計画内容

両地区において整備するオープンスペース及び本部棟・施設棟の機能と面積の基本的な考え方は以下のとおりとし、今後、実際の運用可能性の検討を踏まえ、具体的な設計を行うものとする。なお、被災時においても両地区内において必要な機能が発揮され、円滑な活動が行われるよう、基盤条件を整える。また、本部棟、施設棟については万全の地震動対策を行う。

(1)有明の丘地区（13.2ha）

整備するオープンスペース等の機能と面積について

1)本部棟用地（約0.5ha）

合同現地対策本部を置き、被災時の情報収集・集約、国、被災都県市、指定公共機関等関係機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮を行うなどの本部機能、平常時の防災教育及び公園管理を行う事務所、会議室等を有する本部棟を建築するための用地を確保する。

2)ヘリポート用地（約2.6ha）

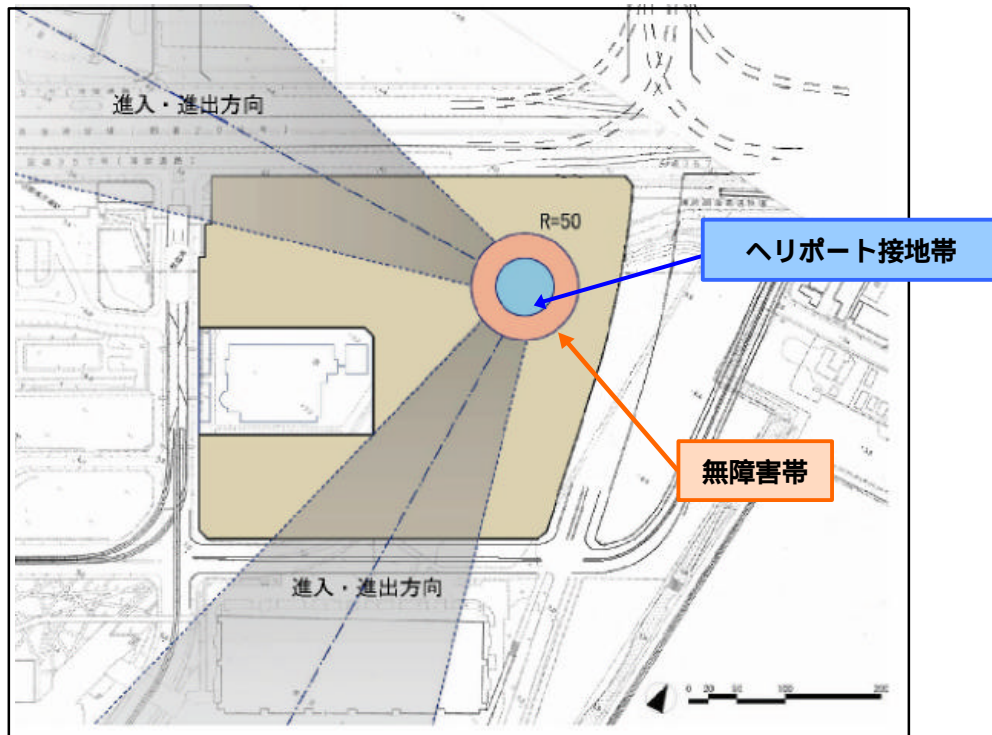
人員・物資輸送、支援部隊等の活動のためにヘリポートとして活用可能なオープンスペースを整備する。阪神・淡路大震災の実績から、7～9機のヘリコプターが駐機可能なスポットを備えるものとする。

また、発災当初から基幹的広域防災拠点が有効に機能することが必須要件であることから、要員の参集に当たっては、ヘリコプターを利用した参集方法となることも十分に配慮する必要がある。

接地帯については、周辺地区の建物を回避して進入・進出ができる平面を確保できること、拠点用地を分断することなく拠点内動線の自由度が高まり地区内の活動が行いやすくなること、地区内におけるダウンウォッシュの影響範囲を小さくし広範囲で活動が実施できることから、下図のエリアに設置する。

ヘリポートの主機能を担うために必要な接地帯、誘導路、駐機スポットについては、必要な耐荷能力を確保する。接地帯の周りに位置する無

障害帯については、平坦性及び防塵性が確保できるよう対策を講じる。



3) 広域支援部隊等コア部隊ベースキャンプ用地（約 2.5ha）

広域支援を行う自衛隊、消防、警察の統制所として合同現地対策本部と連携を密に取るため、広域支援部隊等コア部隊のベースキャンプとして活用可能なオープンスペース約 2.5ha（宿泊テント地：約 1.5ha、活動用地：約 1.0ha）を整備する。

4) 災害時医療支援のための用地（約 1.0ha）

救助活動と医療活動の適切な連携のための情報共有化、トリアージの実施のための資機材・設備の提供等、災害時医療支援体制の支援機能を発揮するための場所として活用可能なオープンスペースを整備する。約 1ha 程度用意することで、約 500 人～600 人の負傷者を受け入れることが可能となる。

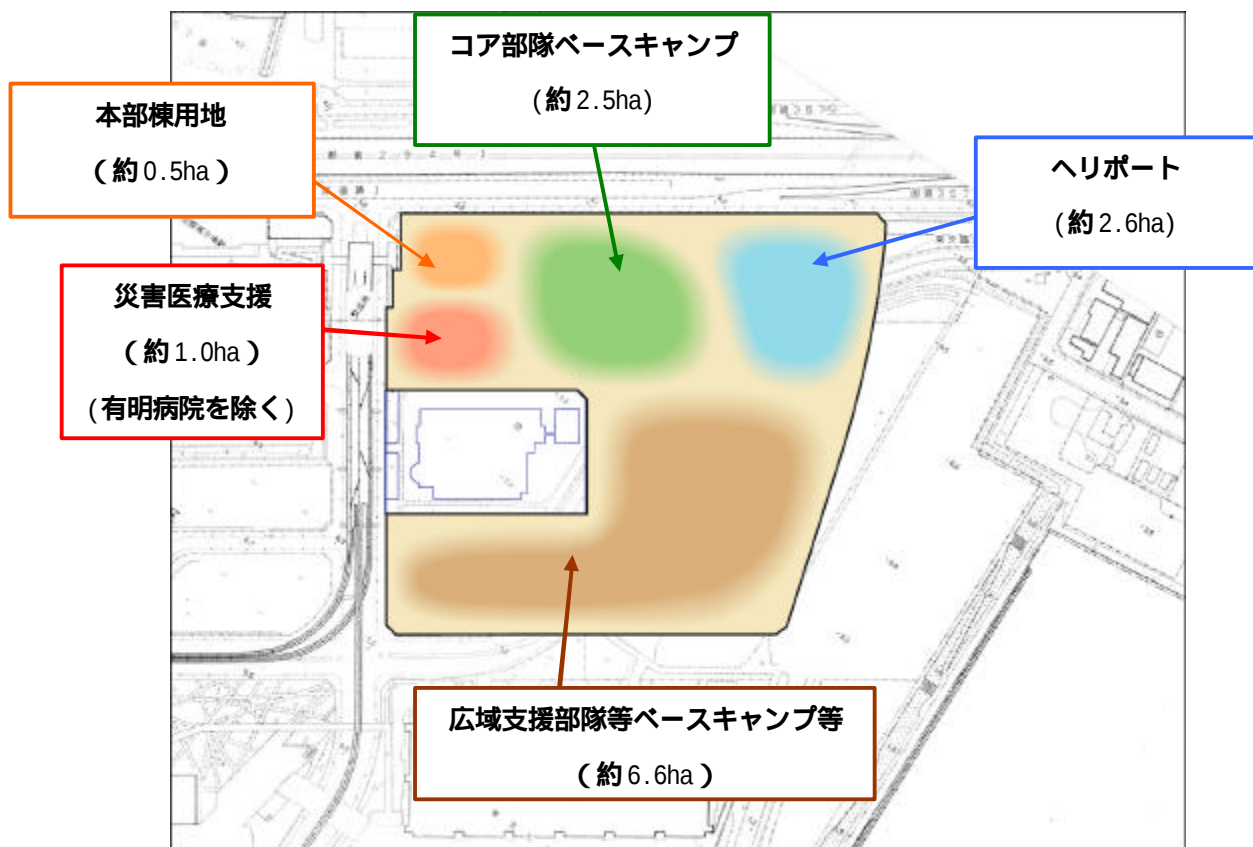
5) 広域支援部隊等ベースキャンプ等用地（約 6.6ha）

上記 1)～4)以外の地区内用地については、これを最大限活用し、広域支援部隊や発災地域外から集結するボランティア等のための活動・統制所、駐車場として機能を果たすことができるオープンスペースを整備す

る。また、時々刻々に変化する支援状況に応じて、医療支援物資や仮設資機材の置場としての活用や、周辺施設との連携による救援物資の中継基地としての活用も可能となるよう配慮する。

地区内の配置

の機能と必要面積を勘案し、災害時における地区内の概ねの機能の配置を次の通り設定する。



本部棟の機能について

本部棟の機能については、以下のとおりとする。ただし、各室の機能は現段階のものであり、今後の詳細な設計により変更はありうる。

1) 防災関連部分

災害時において、合同現地対策本部として機能するために必要な、オペレーションルーム、本部会議室、通信機械室、生活関連諸室、機材倉庫・備蓄倉庫などの機能を防災施設として整備するとともに、設備関係として自家発電等を整備する。

2) 公園関連部分

平常時において、人々が防災に関する体験学習等を行うことができるようにするため、防災に関する展示、防災情報のガイダンスや体験学習等を実施するための機能を備えた公園施設として整備するとともに、設備関係として自家発電室等を整備する。

(2) 東扇島地区 (15.8ha)

整備するオープンスペース等の機能と面積について

1) 物流コントロールセンター施設棟用地 (約 0.3ha)

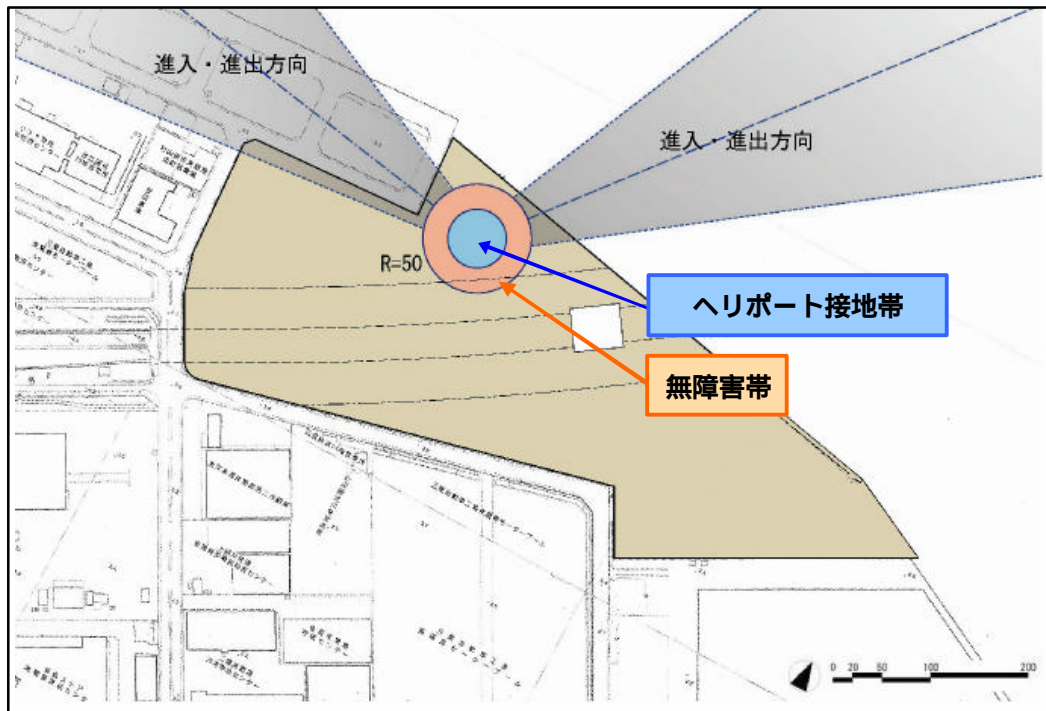
海外救援物資を含む物資の荷下ろし、荷さばき、分配、出荷作業のコントロール及び本部棟との連絡調整を行う施設棟を建築するための用地を確保する。

2) ヘリポート用地 (約 2.9ha)

人員・物資輸送、支援部隊等の活動のために必要となるヘリポートとして活用可能なオープンスペースを整備する。発災当初から基幹的広域防災拠点が有効に機能することが必須要件であることから、要員の参集に当たっては、ヘリコプターを利用した参集方法となることも十分に配慮する必要がある。このため、少なくとも2つの駐機スポット及び接地帯については、発災当初から使用が可能となるよう対策を講じる。さらに、災害対策活動における物資輸送、支援部隊等の活動等に使用するため、液状化の影響等が出た場合も復旧により使用できる駐機スポットを5～7機分整備する。

接地帯の位置については、周辺地区の建物を回避して進入・進出ができる平面を確保できること、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている東扇島地区及びその周辺の上空飛行を回避できること、拠点用地を分断することなく拠点内動線の自由度が高くなること、地区内におけるダウンウォッシュの影響範囲を小さくし広範囲で活動が実施できることから、下図のエリアに設置する。

接地帯、誘導路、駐機スポットについては必要な耐荷能力を、無障害帯については、平坦性及び防塵性が確保できるよう対策を講じる。



3) 広域支援部隊等ベースキャンプ等用地（約 3.0ha）

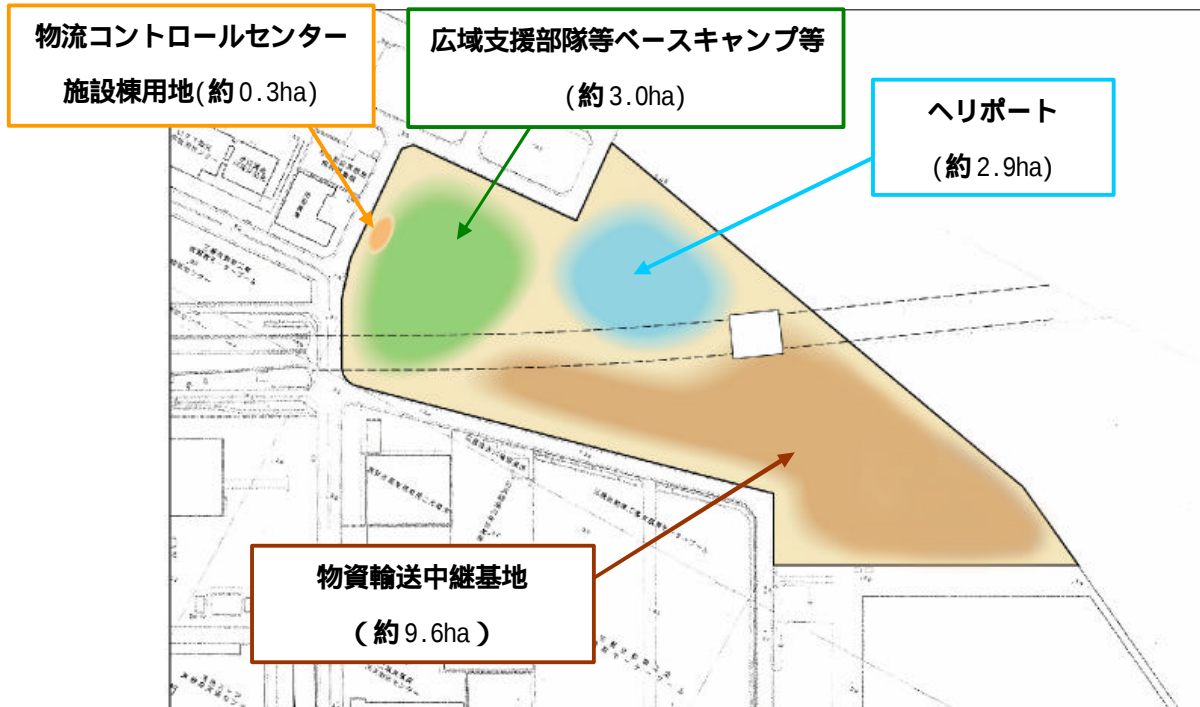
広域支援部隊等の活動のために活用可能なオープンスペース約 3.0ha（宿泊テント地：約 1.5ha、活動用地：約 1.0ha、駐車場：約 0.5ha）を整備する。

4) 物資輸送中継基地用地（約 9.6ha）

上記 1)～3)以外の地区内用地については、これを最大限活用し、被災地域外から被災地域内への医薬品、食糧、応急復旧資機材等の救援物資の集積、荷捌き、分配等を行う拠点、河川輸送等の拠点となる物資輸送中継基地として活用可能なオープンスペースを整備する。

地区内の配置

の機能と必要面積を勘案し、災害時における地区内の概ねの機能の配置を次の通り設定する。



施設棟の機能について

施設棟の機能については、以下のとおりとする。ただし、各室の機能は現段階のものであり、今後の詳細な設計により変更はありうる。

- 災害時において、東扇島地区内の物流の処理を行うために必要な、オペレーションルーム、通信機械室、機材倉庫・備蓄倉庫などの機能を防災施設として整備する。